



福祉・介護職員等特定処遇改善加算について

当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること

「見える化要件」とは…

福祉・介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには、上記の要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

職場環境要件の提示について見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

1 処遇改善加算の算定状況

貴峯荘・貴峯荘湘南の丘	区分なし
貴峯荘ワークピア・地域支援センター 第一貴峯館・貴峯荘第2ワークピア	加算Ⅰ

2 職場環境等要件の内容・取組

分類	職場環境要件項目
資質の向上	働きながら、介護福祉士等の資格取得、より専門性の高い支援技術の取得に係る研修の受講支援
	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動(今後計画予定)
職場環境・処遇の改善	新人の福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入
	福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入
	健康診断・こころの健康等の健康管理の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備
職場環境等要件 (その他)	非正規職員から正規職員への転換
	職員の増員による業務負担の軽減